

城南学校運営支援室協議会を行いました！！

5月16日（水）に、城南中学校会議室にて第1回共同実施・城南学校運営支援室協議会を行いました。城南中の秀島校長を始め、各共同実施校の校長・教頭、市教委学事課より宮崎副課長に参加していただき、共同実施の主旨・本年度の計画等の共通理解を図ることができました。

共同実施

6月号

平成24年6月1日：発行
城南学校運営支援室 古川 治：文責

賃貸住宅を借りる時には、以下の点にご注意ください。

注意点

①「賃貸借契約書」の家賃内訳を明確にしましょう！

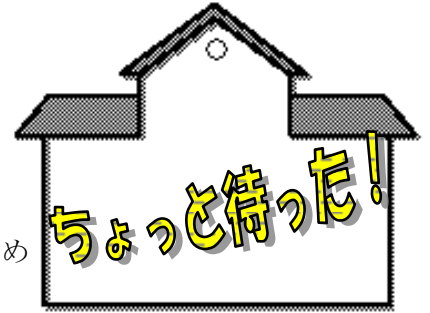
⇒住居手当の対象は「家賃」です。駐車場代や共益費などを家賃に含まないようにご注意を！

②マンスリーマンション(レオパレス等)には様々なサービスがあり、住居手当の手続きで困難になる場合があります！

⇒契約書・領収書等は確実な管理を！！

提出書類

・賃貸借契約書の写し ・住民票 ・家賃の領収書または引き落とし通帳の写し ・その他



児童手当制度のご案内

平成24年4月から新しい児童手当制度が始まりました。

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限については裏面をご覧ください)

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



【学校名】	【共同実施メンバー】
◎城南中学校	古川 治 事務長
	千崎 朋子 主事
赤松小学校	森 和文 事務主幹
北川副小学校	末吉 慎一郎 事務主幹
諸富北小学校	永田 希三子 主査
諸富南小学校	勝田 博 主査
諸富中学校	豊住 孝志 事務主幹

城南支援室は教育を理解した予算執行を行います

県費予算・市費予算には限界があり、何でもできるものではありません。しかし、城南支援室内の事務室は6校すべて教育的視点に立った予算執行をします。

「教育予算は教育課程を金額化したもの」と考えています。教育課程を推進するための予算執行のあり方を今後とも研究・実践していきます。

